

## 船橋市若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用及びケアマネジメントの実施費用について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱に基づき予算の範囲内でその費用を助成することにより、患者及びその家族の身体的・経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象者 次条に規定する者

(2) 申請者 船橋市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「支援事業」という。）を利用しようとする者（助成対象者が未成年である場合は、その法定代理人とする。）

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第6条の規定に掲げる利用の申請をする日及び次条第1項第2号から第4号までの規定に掲げる助成の対象となるサービス等を利用する日において、本市の住民基本台帳に記録がある40歳未満の者

(2) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

### (助成対象となる費用及び助成額)

第4条 支援事業による助成の対象となる費用は、助成対象者が利用する次に掲げるサービス等（以下「サービス等」という。）に要した費用とする。

(1) 医師の意見書作成

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。次号及び第4号において同じ。）

(3)法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス

(4)法第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与又は第 13 項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス。ただし、助成対象者が船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則（昭和 60 年船橋市規則第 16 号）に基づく支給の対象者、又は、船橋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する規則（平成 17 年船橋市規則第 47 号）に基づく日常生活用具の給付の対象者となる場合には、支給又は給付の対象となる費用を除く。

2 サービス等の区分ごとの助成割合及び助成上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯に属する者については、同表に定める助成上限額を助成割合で除した額の範囲内で、利用に要した費用の全額を助成するものとする。

（サービス等提供事業者への依頼）

第 5 条 事業者へのサービス等提供の依頼は、申請者自身が行うものとする。

（利用の申請）

第 6 条 申請者は、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（第 1 号様式）（以下「利用申請書」という。）及び医師の意見書（第 2 号様式）（以下「意見書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

2 助成対象者本人が申請者である場合は、利用申請書内で支援事業に係る助成金の交付申請及び受領に関する権限を民法（昭和 29 年法律第 89 号）第 643 条に基づき委任することができ、受任者は同法第 653 条第 1 号の規定にかかわらず、委任者の死亡後も委任されているものとする。

（医師の意見の聴取）

第 7 条 市長は、必要と認める場合には、助成対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

（利用決定及び通知）

第 8 条 市長は、利用申請書の提出があったときは、速やかに利用の可否を決定し、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用可否決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には書類を全て受理した後に、前条における医師への意見

を求める場合には回答を受理した後に、支援事業の利用の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定による利用決定を受けた場合、支援事業の利用期間の始期は、第 6 条の申請のあった日又はサービス等の利用開始日のいずれか早い日とする。ただし、サービス等の利用開始後に利用者が本市に転入した場合には、当該転入をした日とする。

(ケアマネジメントの実施)

第 9 条 第 6 条の申請に当たり、助成対象者がサービス等の利用等に係る相談、サービス利用計画の作成及び事業者とのサービス利用調整等に関する支援（以下「ケアマネジメント」という。）を希望した場合は、市はケアマネジメントを実施する。

- 2 ケアマネジメントは、市と支援事業に係る契約を結んだ法に基づく指定居宅介護支援事業者のうち、助成対象者が希望する事業者に委託する。この場合において、指定居宅介護支援事業者へのケアマネジメント提供の依頼は、申請者自身が行うものとする。

第 10 条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（廃止）届出書（第 4 号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市が当該変更の内容について確認することができる場合は、この限りでない。

- (1)住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2)支援事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3)助成対象者に該当しなくなったとき。

(利用の中止又は取消し)

第 11 条 市長は、助成対象者が支援事業を利用することについて適当でないと認めるときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による支援事業の中止又は取消しをしたときは、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用中止（取消）通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成の申請、期限)

第 12 条 助成金の交付を受けようとする申請者は、月単位で作成した船橋市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（第 6 号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象費用に係る領収書
- (2) 助成対象費用とするサービスに係る明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする申請者は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して 2 年を経過する日までに、当該サービスに係る交付申請書を市長に提出するものとする。

(助成の決定及び助成金の交付)

第 13 条 市長は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定し、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付可否決定通知書（第 7 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付の取消し等)

第 14 条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けたものがあると認めるときは、支援事業の利用を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表

サービス等の区分ごとの助成割合及び助成上限額

サービス等の区分	助成割合	助成上限額 (一人当たり)
医師の意見書作成	10/10	5,000 円
訪問介護	9/10	月額 54,000 円
訪問入浴介護		
福祉用具貸与		
福祉用具購入		

第1号様式（第6条関係）

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書

西暦 年 月 日

船橋市長あて

申請者	住所
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業に係る助成を利用したいので、船橋市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、利用及び助成の可否、助成額等を判断するため、必要がある場合に船橋市職員が下記調査を行うことに同意します。

<p>・この事業の実施に関し必要な住民基本台帳に記載された情報を閲覧すること <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>・医療機関に病状及び治療内容を照会すること</p> <p>・対象サービスの提供事業者に内容を照会すること</p> <p>・公的制度受給状況や本事業と同様のサービス等の利用状況を照会すること</p>
--

助成対象者	フリガナ	生年月日	電話番号 (日中連絡の取れるもの)
	氏名		
	印	西暦 年 月 日	( )
(甲)	住所	〒 船橋市	
生活保護受給の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
障害者総合支援法による給付又は小児慢性特定疾病医療費支給認定の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ケアマネジメントの実施希望			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

甲は、サービス利用終了後に甲が請求できない場合、民法第653条第1項第1号の規定にかかわらず、乙に船橋市若年がん患者在宅療養支援事業に係る助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。

受任者	上記委任の件について、承諾しました。		
	フリガナ	生年月日	電話番号
氏名			
	印	西暦 年 月 日	( )
(乙)	住所	〒	

【添付が必要な書類】

<input type="checkbox"/> 医師の意見書
---------------------------------

第2号様式（第6条関係）

意見書（船橋市若年がん患者在宅療養支援事業）

ふりがな		生年	年	月	日
氏名		月日			
住所					
病名					
診断年月日					
特記事項等					
<p>上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、がん(介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等)と判断できる。</p> <p>船橋市長 宛</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関名 住 所 電話番号 医師名（自署）</p>					

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱第2条第2号（抜粋）

がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

※ 介護保険法施行令第2条第1号に定める特定疾病（がん）の診断基準に準じる。

## 第2号様式（補足）

### 【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態にあるもの。

- ①組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの。
- ②組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像診査など）等で進行性の性質を示すもの。

### 参考にした診断基準

「特定疾病におけるがん末期の取扱いに係る研究班」による診断基準

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった船橋市若年がん患者在宅療養支援事業の利用申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 利用を認める。  
助成対象者氏名
  
- 2 利用を認めない。  
理由

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

船橋市長あて

(届出者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（廃止）届出書

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書の申請内容に変更が生じたので下記のとおり届け出ます。

記

助成対象者氏名	
変更区分	変更 ・ 廃止
変更（廃止）年月日	年 月 日
変更事項	
変更前	
変更後	
備考	

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用中止（取消）通知書

年 月 日付け第 号で決定した船橋市若年がん患者在宅療養支援事業の利用について、次のとおり中止・取消したので通知します。

記

1 助成対象者氏名

2 中止・取消理由



第7号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった船橋市若年がん患者在宅療養支援事業の助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成する。

助成決定額

サービス等の区分	助成額
医師の意見書作成 (1回に限る。)	円
訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具の貸与 福祉用具の購入	円
合計	円

2 助成しない。

理由